

信州牟礼宿の富山藩本陣・加賀藩脇本陣の記録 ―加賀屋柳沢六左衛門家史料―

鈴木 景二

一、はじめに

信濃善光寺宿から北上し越後高田を経て日本海岸に達する北国街道は、北陸地方と善光寺平さらに江戸を結ぶ重要な街道である。北陸の諸大名も参勤交代でこの道を往復した。その交通を支えていたのが街道筋の本陣である。しかし各地の本陣に残されている史料からは、大名の往来のみならず、本陣が街道を通じた交通のうえで果たした役割を知ることができない。

ここでは、信州牟礼宿（長野県上水内郡飯綱町）において富山藩本陣・加賀藩脇本陣を務めた加賀屋柳沢六左衛門家の記録を紹介する。この記録は、黒船来航直前の弘化四年（一八四七）から元治二年（一八六五）の幕末期、約二十年間に本陣が対応した十一の案件について、経過の記述と関係文書を収録したものである。

二、史料の概要と内容

当該史料は袋綴の縦帳一冊で、表紙外題に「加州様・富山様願立諸事控」と記す。二〇〇二年に、柳沢家から他の資料とともにいいづな歴史ふれあい館へ寄贈されたものである。富山藩への請願以下の案件を、順に書き込んでいる。部分的に数文字分、あるいは最大二頁の空白があるが、これは後で記入する心算でスペースを空けたままになったのであろう。また、袋綴の中に挿込んであった文書が五通（四枚）。うち一枚は表裏に別文書）ある。

各案件の概要は以下の通りである。

①弘化四年（一八四七）善光寺地震で倒壊した本陣再建費を富山藩へ請願
本陣が地震で倒壊し当主は死去、十三歳の寅三郎が富山へ拝借金願いに
出向いた。ひと月近くも滞在したが叶わず帰村。三度飛脚の取持ちにより
嘉永四年（一八五二）、各宿本陣に手当金が支給された。その後、再建途
上で資金が不足し、同六年に江戸へも赴き請願した。異国船来航の混乱中
で音沙汰なく帰村。三度の取持ちで金子を拝領できた。三度飛脚は藩当局
との交渉窓口として機能し、請願書の作成、提出にも関与している。請願
書を書いたのは江戸藩邸門番の足軽であった。関係役人や三度飛脚への礼
品も書かれている。

②安政二年（一八五五）二月、富山大火・江戸地震の見舞い

二月の富山大火の見舞いとして富山へ赴き、同十月の江戸大地震に際し
富山藩関係へ見舞状と見舞品を送った。藩主が無事だったのを祝い鏡餅を
贈っている。

③安政三年、牟礼宿高野九左衛門が加賀藩御用を外された一件

高野九左衛門が加賀藩の御用を外された事情と、その後の加賀屋への御
用誘致の経過が書かれている。内情の調査や加賀藩道中方との交渉、書類
の提出など三度宰領が活躍している。この機会に加賀藩八家の前田土佐守
家、長家の通行時も本陣として利用してもらおうべく運動している。

④安政五年、北陸大地震に際し、売薬商へ見舞い

⑤万延元年（一八六〇）加賀藩士加藤甚作病死一件

七人で宿泊した加賀藩士の一人、小頭役加藤甚作が夜間に急死し葬儀等を行った経過が記されている。

⑥文久三年（一八六三）、加賀藩士織田左近の通行に際し、諸高値につき料金増額願

⑦文久三年、加賀藩長家通行時に、紋付羽織など拝領願

文政八年（一八二五）、高野九左衛門から当家へ御用宿を変更した際に紋付・目録・宿札を拝領したが大地震で損失したので、再度の小袖拝領を願った。持ち合わせていないと返答されたが、三度飛脚の取持ちで、翌年対応するので再度願い出るようにとの回答があった。

⑧文久三年、富山藩主前田利同曾祖母帰国時、宿泊費増額願

参勤交代制の緩和により、富山藩主前田利同（松平稠松）の曾祖母が富山へ向かう際に宿泊。

⑨文久三年カ、前田利同帰国の際、忌中のため休泊辞退願

⑩元治元年（一八六四）、柏崎縮問屋荷物・菓屋荷物盗難事件

夜間に盗賊が入り、宿泊した越後縮（ちぢみ）商人の荷物のうち小付荷物および菓屋宰領の荷物が盗まれたことへの対応が記されている。

⑪元治元年、三度飛脚輸送中の売菓売上金盗難事件

富山藩の飛脚が果たした役割、売菓商の送金方法、藩指定本陣の機能、江戸の奉行所の事件処理と旅人宿の機能など、多様な歴史事象が読み取れる記事。事件のあらましは次のようである。江戸の富山飛脚所の預人清水小三郎のもとで働く飛脚大沢五兵衛が、近所に住む町人夫人から藩士梅津和十郎倅定吉を富山へ同道してほしいと頼まれ承諾した。和十郎は安政七年（一八六〇）分限帳によれば、梅津和次郎・三五才とあり、御徒組・二一俵取で御勘定所小算用役であった（『富山藩侍帳』二五六頁）。飛脚所は湯島称仰院門前、町人住所は同講安寺門前とある。両寺は現存し、富

山藩上屋敷（文京区本郷の東大病院一带）に南接していたから、両者とも富山藩上屋敷の正門付近に位置したことが判明する。藩関係機関や関係者が藩邸門前付近に集まっていたのである。

富山へ向けて旅立った二人は、牟礼宿の藩飛脚の定宿加賀屋へ宿泊した。ちょうどこの時、加賀屋は、同家を定宿とする富山柳町の売菓商小倉屋源三郎から国元へ送る金四〇両を預かっていたので、これを富山へ向かう飛脚五兵衛に託した。二人は旅を続け越後中屋敷宿（上越市中屋敷）藤屋徳右衛門に泊まった。翌朝、五兵衛が手洗いへ行った際に、金が紛失し定吉も居なくなっていた。持ち逃げされたのである。中屋敷宿から関係方面へ被害届がだされ、紛失金は五兵衛が弁償した。この顛末は彼が富山から江戸へ戻る際に加賀屋へ寄って報告した。

定吉は江戸へ舞い戻ったらしく、他にも悪事を働いて江戸南町奉行所に捕えられ、奉行所は審理のため関係者を呼び出している。加賀屋へも出頭命令書（差紙）が届いた。それは江戸の宿尼屋仁三郎から発せられており、奉行所と庶民との連絡事務は、いわゆる公事宿が担当していたことが読み取れる。尼屋は飛脚（金蔵）を抱えており命令書もこの飛脚が届けている。牟礼宿を管轄する中之条代官甘利八右衛門へ届をだし、早速上京した六左衛門らはまず富山藩邸門前の飛脚所に着き、尼屋仁三郎へは行かずに知人の関係する山形屋庄兵衛に滞在した。この後、奉行所との遣り取りは、山形屋が取り扱った。六左衛門は奉行所で五兵衛の口述調書を写して帰り、再度出頭して口頭、上申書で事情を説明し、無事帰村が許された。その際には牟礼を管轄する代官の江戸役所へ届けて、板橋・横川関所の手形発行を申請し、江戸見物をして帰っている。

江戸藩邸門前に飛脚所があり関係者が住んでいたこと、本陣が飛脚、売菓の定宿となっていて、物資輸送、送金の中継などの機能を果たしていたこと、飛脚が売菓商の送金、知人の同道など多様な依頼に応じていたこと

など、江戸と国元の交通を支えたシステムを復元できる史料である。

以上、この史料からは、本陣が富山・加賀藩当局や藩士に積極的に請願を行ない、災害の見舞いを欠かさなかったこと、その際には三度飛脚が交渉窓口として機能していたこと、飛脚や富山売薬の送金などの営業活動をサポートしていたことなどを読み取ることができる。江戸の公事宿のような機能を、街道関係では飛脚組織が果たしていたのである。また、加賀藩士急死、越後縮荷物盗難事件からは、旅荷物の様子も窺える。同家の文献史料として残されたのはこの一冊のみであるが、ここからは、さまざまな歴史を読み取ることができるであろう。

なお、加賀屋に宿泊した商人の記録も紹介されている（鈴木「金沢商人の上越親鸞旧跡・信濃善光寺参詣記」「飯綱町の歴史と文化 いづな歴史ふれあい館紀要」第三号 二〇一五年）。また、牟礼宿については『牟礼村誌』上（一九九七年）、富山藩飛脚については小口聖夫「『飛脚差立記』からみた富山藩の飛脚利用について」（『郵政史研究』第七号、一九九九年）、加賀藩の飛脚については堀井美里「政治情報にみる飛脚の意義―幕末期加賀藩を事例として―」（『加賀藩研究』第三号、二〇一三年）、富山藩江戸屋敷については栗三直隆「富山藩の江戸屋敷」（『富山市日本海文化研究所紀要』第二一号、二〇〇八年）、原祐一「富山藩江戸藩邸の庭園を巡る」（『富山市の遺跡物語』第一五号、二〇一四年）、小松愛子「文献・絵図資料にみる富山藩江戸屋敷」（『東京大学構内遺跡調査研究年報』九 二〇一・二〇二二年度 二〇一五年）など参照。

三、史料翻刻文

『加州様・富山様願立諸事控』袋綴縦帳 いづな歴史ふれあい館所蔵
本紙九十一丁 挿込文書五通（四枚）

・翻刻では組版の都合上、字配りを変更した部分がある。

・文書引用部分は二字下げとした。

・案件ごとに【】で見出しを掲げた。

・挿込文書のうち、本文引用文書の写もしくは下書きと見られる二通は省略した。

・虫損もしくは筆者に解読できなかった字句は□または「」で示した。

・また字句解読が不確実なものには（カ）を付した。

・説明注は（ ）で記入した。

【表紙】

加州様

願立諸事控

富山様

協御本陣

御本陣 柳沢六左衛門

【①弘化四年（一八四七）善光寺地震後、富山藩へ本陣再建費請願】

弘化三（マヅ）年三月廿四日夜四ツ時、大地震当宿及申、善光寺・飯山・柏原不残皆潰、当駅は死人百六拾人余・牛馬八九疋死、善光寺後丁へんは無難、外潰候所は出火相成、残不類失仕候、御堂之儀は無別条、三門之儀も無別条、仁王門は類失仕候、其外飯山も類失仕候、柏原之儀は潰而類失無之候、吉村申処、皆潰相成候所へ向ノ山のケ出、不残山之下と相成、凡日数廿日程も、下より烟出候事ニ御座候、誠ニ前代見聞之事に御座候、私宅ニては主六左衛門老人死去外、家内にては無別条罷在候、右ニ付、富山表へ御本陣皆潰之段御届、御拝借金御願として私寅三郎十三才ニ而富山表罷出、願書差上候、凡富山ニ而三四日留逗、帰国仕候、其後は一向御沙汰無御座之処、嘉永四亥年三月七日御手当として金貳拾両頂戴、三度飛脚「」吉様、御持□、其節御礼状計出ス、後ニ礼物差上申候、其節御掛り之御役人様方左之印

御会所御奉行 加藤多喜治様 三度御取持方 清水小三郎様

同 村井武平太様 大塚庄左衛門様

御会所御取頭 野崎伊太夫様 内井庄藏様

同 桑島覚兵衛様 森本甚助様

若御年寄 奥村左左衛門様 黒田源次郎様

右御礼状は御奉行様始真綿金二朱位二御座候、此節は地震之砌、御座候ハ、安上り二相成申候、尤他宿御手当、左二印

野尻駅池田太郎兵衛殿へ金八両御手当、柏原中村六左衛門殿へ銀十枚御手当、当宿高野九左衛門殿へ銀七枚御手当、善光寺藤屋平五郎殿へ金貳拾両御手当、丹波島宿本陣へ銀(空白)、長沼本陣へ金三百疋御手当、右之通有之候所、私家・善光寺は格別之思召有之、多分之御手当金二御座候、

大地震災害書之、

一、嘉永六丑年より御殿家作相始、棟上仕造作二相成候処、江戸御つめ三度清水小三郎様御取持ニて願立仕候様被仰聞候、依て嘉永七寅年九月江戸表出府仕願立仕候、願書左之通、

乍恐書付ヲ以奉願上候

御館様旧来御休泊之義、私方へ被仰付置、難有相続仕来候、然処八ヶ年已然三月前代未聞之大地震にて御殿向は勿論、土蔵物置迄皆潰相成候付、乍恐其段奉歎御手当之儀、奉願上候所、御仁恵之以思召、御救金貳拾両頂戴被仰付、難有仕合奉存候、依之追々木品相求、普請二取懸り漸々当五月御殿向棟上仕、引続造作二取懸り候得共、元来身元手薄之私故、行足兼候付、無余義此度出府仕奉願上候、御時節柄甚恐入候得共、金子百両拝借被仰付被下候様奉願上候、尤上納之義は被仰渡候次第奉畏候、左様御座候上は猶又引続普請仕、御通行之節御差支二も不相成候様仕度奉存候間、何卒格別之御慈悲ヲ以、奉願候通り被為仰付被下候ハ、永々全御用相勤難有仕合可奉存候、以上、

嘉永七寅年九月 信州伴礼 御本陣 柳沢六左衛門 印

富山様 御会所

御会所

右、着届仕持参仕候味増漬、御恩之御勘定(奉脱カ)行御頭取、其外御会所不残差上、其後右願書差上申候処、此節異国舟到来御公儀様及申、諸御大名様御取込故、願書之儀は御取上相成候得共、御沙汰無之、一先国元へ引取可(立帰)様被仰渡、十月朔日立ニて帰国仕候、其後清水小三郎様御取持ニて同十二月願書差上被下、其願書之文言、左之通、

乍恐口上書を以奉願上候、

御館様旧年御休泊被仰付置、難有仕合奉存候、然所八ヶ年已前之大地震ニて家等皆潰相成、其後打続物入、近頃別而諸借財弥増、其上不融通ニ而牛江(カ)と難渋至極仕、無抛当秋出府仕、是迄之趣意柄等委細書類(頭カ)、御時節柄も不願拝借金奉願上候処、何れ追て御詮議被仰付候間、一先立帰可申旨被仰渡、其節強而奉願候義、恐入候二付、引取申候、然処、当年も追々差迫り前段之通不容易難渋ニ陥り心痛罷有候故、前後不弁乍恐又候奉願上候、何卒格別之御慈悲ヲ以幾重二も宜御評議被為成下候様仕度、左候得は取懸り居候普請も全成就仕、御忍(仁)澤を以相続不相替、御休泊之御用相勤申度奉存候、右願之通被為仰付被下候は、家内一同安心仕、難有仕合可奉存候、此段奉再願候、以上、

寅十二月 信州牟礼 御本陣 柳沢六左衛門 印

富山 御会所

御会所

右、出府清水小三郎様御取持ニて私帰国之後江戸表ニおゐて認め、差上被

下候、尤願面之造方は大田甚五郎様と申す御方も、然ル処、卯二月上旬、三度御才料安村政七様ニ御手当として銀式拾五枚被下置、此金拾七両三分式朱ト式勿五厘御送り被下、重々難有奉存候、且又御届被下、其文言ニ曰ク

一筆致啓達候、

(書状本文未記入空白)

中嶋作兵衛

此旦那様は御勘定御取頭方 村沢弥右衛門

加賀屋六左衛門様

右ニ付、御請証文指上、其文言ニ曰ク

御請証文之事

一、銀式拾五枚

右は御殿向家作棟上仕候処、造作方必至と差支候ニ付、無余儀御時節柄不願恐、旧臘出府仕、再応奉願上候処、尚格別之御慈悲ヲ以、今般書面之通、御下金被為成下置、冥加至極難有頂戴奉候、依之御請証文差上申所、依而如件

卯二月

御本陣柳沢六左衛門

富山様

御会所

外ニ御掛り之旦那様方へ御礼状差上ル、其文言ニ曰ク

一筆奉啓上候、先以旦那様倍御機嫌能被為遊御座、恐悦至極奉存候、然は昨寅年中御本陣御殿向棟上候造作方必至と差支、御時節柄恐も不願出府仕、御拝借金奉願上候処、今般御願濟相成、莫太之御下金御手当被成下置、冥加至極重疊難(有)仕合ニ奉存候、是と申も旦那様格別之御憐愍と難有奉存候、乍恐莫太之冥加至極之儀、宜敷御披露奉願上候、恐惶謹言

右、此書面ニ礼物真綿壹把つ指上、其旦那様方ニは

真綿式百匁 代式百疋 富田兵部様 御家老様也

同 百匁 代百疋 堀田貫兵衛様 御用人様也

同 百匁 大石小左衛門様 御勘定奉行様

同 六十五日 森沢嘉門様 御会所御奉行

同 式百匁 嶋田治助様 諸事兼帯

真綿 百匁 中嶋作兵衛様 御勘定御取頭

〽 〽 村沢弥右衛門様 〽

同 五十五日 柳原誠一郎様 御会所御取頭

真綿 五十日宛四人 代式朱宛 御留主方西村誠平様 堀口藤蔵様

今泉吉之丞様 松山藤四郎様

真綿 六十五日 大田甚五郎様 □□足輕御門詰 此方は願書頼候

此節江戸御詰三度頭清水小三郎様、段々御取持ニて、此御方へはかや老張代金老兩位御礼仕候、以上終、

【②安政二年(一八五五)、富山大火・江戸地震の見舞い】

安政二卯年二月廿九日より三月朔日迄、富山表大火ニて、千年御殿、其外御家中町方凡八千軒程類失、元火は〔空白〕申処と御座候、依之同断淡路守(前田利保)馬様御通行被成、江戸表御達し被成候、旅籠町と申処、無難ニ御座候位之事ニ御座候、依之私右見舞として参り、葉屋は手前落付之方は申及、其外此へん通行被成候関東上州信州不殘順番年番丈ヲ手拭老筋宛見舞之印迄ニくばり廻り置候、尤此家中は及申候、以上、
安政二卯十月二日之夜、江戸大地震ニて諸御大名様は申及町家余程潰候事ニ御座候、誠ニ前代見聞之事ニ候、潰家死人数しれず事ニ御座候、依之富山様御会所御見舞、此外御家中様へ御見舞之儀、左二印

乍恐以書付ヲ以御窺奉申上候、

当二月二日之夜、江戸表大地震ニて御府内一統皆潰之段、承及誠以奉

驚入候所、御屋形様ニては格別之御障も無御座、御大守様ニては倍御機嫌能被為渡候段、恐悦至極奉存候、依之御祭親(か、ミ) 恚重奉獻候、甚麓略之品ニて御座候得共、御祝賀験迄ニ御座候、御序之刻、宜敷御披露奉願上候、以上、

安政二卯十月七日

柳沢六左衛門

富山様

御会所

且御か、見之下台五升、上台三升して奉献上候処、被遊御大慶御納申候、以上、將又御家中様へは箱入ニして味ぞ漬忝箱献上仕候、其文言

乍恐書付ヲ以御窺奉申上候

当月二日夜、江戸表大地震ニて御府内一統皆潰之段、承及誠以奉驚入候所、御屋敷様ニては格別之御障も無御座、且那樣倍御機嫌よく被為渡候段、恐悦至極奉存候、次尊公様御無難御渡倍御機嫌能被遊御座、珍重不斜御儀奉存候、且甚麓略之品ニて御座候得共、聊御祝賀験迄御見舞献上奉候、乍恐御序之刻、宜敷御披露奉願上候、以上、

安政二卯十月十五日

柳沢六左衛門

右御忝人宛忝箱手紙忝本宛奉指上候、且那樣方ニは

御家老富田兵部様 御留守村井武太様 御勘定御奉行小嶋六郎左衛門様

御用人堀田貫兵衛様 浅野十兵衛様 嶋田作助様

々 小林定右衛門様 表御頭野村平内様 御勘定取頭浅岡安右衛門様

御勘定奉行大石小左衛門様

御勘定御取頭宮口三木様

日雇元メ中嶋六三郎様

【③牟礼宿高野九左衛門が加賀藩御用を外された一件】

御内々儀、風聞書之事

一、安政三年丙辰正月より高野九左衛門殿風聞甚よろしからず、加州様ニて御立腹之様有之候事ニ御座候、然ル処同年初而中納言様御昇進被為有、誠私共迄も恐悦至ニ奉存候、右同年御通行、右九左衛門方御小休御差除ニ相成、小玉村黒柳利兵衛殿方ニ御小休被仰付候、御国元より若御殿様も小玉村黒柳利兵衛殿方御小休被仰付候、誠ニ九左衛門儀、通人馬等被召上、甚不首尾ニ御座候、然ル処、御両殿様御小休御差除、誠ニ通人馬等被召上候格、時節柄ニ御座候得共、九左衛門様悪心成物故、何様之事出来出も難計と御心拝有之、御内々ニて三度御才領様吉田平次郎殿ヲ以、私方へ御内々、若九左衛門、怪敷儀も出来も難計、若何等之事有之候得は、早速しらせ呉候様被仰付、奉承知畏候おり候、其後若御殿松平筑前守様三月十一日御通被為有候得共、何之さたも九左衛門ニは無御座、九左衛門も何之さわりも不致候、小玉村利兵衛殿、首尾能御小休御用奉相勤候、其後四月九日中納言様被為有御通行候得共、猶九左衛門ニおゐて何之さたも無御座候、然ル処、小玉村利兵衛殿三月下旬ニ同人女房相果候ニ付、忌中あけ哉と存事、誠ニ宿内ニても願書可指出様御取持被下、依而柏原駅中村六左衛門殿ニ談事参り候処、宜敷儀ニ御座候間、被申之願書文言相教被下候、誠ニ小玉村迄ニ付、諸事柏原之指図ニ御座候得は柏原問屋へ諸事仕候事ニ御座候処、願文言迄御教被下、右持参之通り翌朝之三度菅屋儀右衛門様ニ相頼指上申候、左二印

乍恐書付ヲ以奉願上候、

信州牟礼駅脇御本陣柳沢六左衛門奉申上候、今般中納言様御帰国之

砌、小玉村黒柳利兵衛方へ御小休被仰付候処、同人女房相果候得共、

日数相立、聊も御差支之儀も無之、夫々用意仕罷在候由之処、当駅御

本陣高野九左衛門義、右利兵衛不幸相悦品々取飭り申立、利兵衛方御

差除相成候趣之願書、相認願立候由、風聞承之候、併一旦被仰付候御儀、利兵衛方にて無御差支奉相勤候義候ハ、格別、若九左衛門願立二寄、余人へ御小休被仰付候御詮議振も御座候ハ、何時被仰付候ても無御差支 急度奉相勤候間、私方へ御小休被仰付、被成下置候ハ、難有仕合奉存候、依て願書上之申候、以上、

安政三年三月

信州牟礼宿

脇御本陣 柳沢六左衛門 印

加州

金子篤太郎様

前書之趣、私共一同も奉願上候、何卒以御慈悲ヲ願之通御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候、依て奥書印形仕、西組役人願書上之申候、以上

西組 問屋善九郎 印

名主 式左衛門 印

東組年寄百姓代兼 政右衛門 印

西組百姓代年寄兼 松之助 印

年寄百姓代兼 儀左衛門 印

右願書、加州御会所御奉行様と可致二候得共、日数無之節、道中上二相成候間、右御会所御奉行様之御名前書上申候覚え、

且又此願書当宿山本儀左衛門様御取持二而、右此連印迄儀左衛門様御持參被成、印形被下証□□御取持難有奉存候、為後日一寸覚、

然ル処、何之御さたもなく御通行相濟申候、然処、柏原御旅ニおゐて先般三度を内々御内意被仰付候、一件御聞た、し二相成候付、風聞ノ已之申候也、

柏原御旅ニおゐて今般加州御道中方被下方一件覚

一、金小判式両 御目錄

外御書面壹通左之通

一筆致啓達候、然は先達て三度才領ヲ以御内々申入候趣、聞請被置致大慶候、依て別紙之通致進入之候、追て請書御指越之様致度候、右得御意度如此候、以上、

四月九日

道中方書役 山田作之丞 判

柳沢六左衛門殿

問屋善九郎 殿

右四月九日、柏原宿御旅宿ニおゐて被下候、且は通人馬ニ相かり参り候間、早速御礼申上候、追て御請書指上、其文ニ曰

奉指上御請書之事

先達而三度御才領様を以御内々被為仰聞之趣、承知奉畏候段被為遊御大慶、御別紙御目錄之通御金式両拜領被為仰付、冥加至極重畳難有頂戴仕候、依て御請書上之申候、以上、

安政三年四月

牟礼宿 柳沢六左衛門 印

問屋 善九郎 印

加州御道中方 山田作之丞様

村政右衛門様

此文言之儀は、柏原中村六左衛門様ニ御座候、御書被下認方諸事御世話被下候、

右御書請指上申候外、御礼状壹通左二印

一筆啓奉候、先以且那樣倍御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、然は先達て申三度御才領様より御内々之儀、被仰付承知奉畏候、何等之風聞有之候得共、就と難見粹心拜罷在候、被為遊御大慶、今般莫太之御目錄之通被下置、冥加至極重畳之難有奉拜領候、此末にても格時節柄ニ御座候得は無油断心拜仕、若怪敷儀有之次第、追々聞届乍恐

可奉言上候、先は右御琴（カ）礼奉申上度如斯御座候、恐惶謹言、

四月十五日

柳沢六左衛門

問屋善九郎

山田作之丞様

村政右衛門様

二啓奉申上候、甚麗略之品ニは御座候得共奉献上、御受納奉願上候、

右之通相認書礼状指上申候、外ニ御礼としてあせう五把此目方三百匁余式色指上申候、外ニ江戸表にて三度御取頭鈴木太兵衛様と申御方へは求肥餅壹箱六百文位之処、献上仕候、尤御礼状之儀は右指上候通之文言ニ御座候、右遣ひ候もの五月四日悴屋泊り御国元への三度林与兵衛様ニ相頼差上申候、江戸行は五月五日昼通し之三度木村与三吉様御頼指上申候、以上、

拜又、右御目録金式両之儀ニ付、御招申御方々、式左衛門様、松之助様、儀左衛門様、与三右衛門様、忠兵衛様、政右衛門様、常三郎様、宜之助様、熊三郎様、藤兵衛様、善九郎様、

拾老人様

招人 柳沢六左衛門

右九月六日政右衛門様御取持にて御夫御出し、藤兵衛様、儀右衛門様御取持、

諸入用覚

一、四貫五百四拾六文 まきやより賢物入用 一、八百五拾文 酒や入用
此金式分三朱也、 此金式朱にて□□

一、金式朱也、花代 一、三百文 かき入用 一、三百文 蠟燭入用
是はしばる遣ス、

一、金壹分 今枝様入用 一、金壹分 わくや諸礼式百文
是は綿屋取かへニ付し合にて遣ス わくや内下女手拭式筋

メ金壹両壹分三朱ト八百文 外ニ四百三拾六文 是は酒壹升残かきいたし候、

メ金壹両壹分三朱ト壹貫式百三拾六文入用 右金式両引て

右引残金壹分式朱足て私請取、是は右御目録被下候ニ付、

加州御掛り御役人、山田作之丞様へあせう五把、此目方三百五十匁程、村政右衛門様、右同断、江戸詰鈴木太兵衛様へぎやうひもの壹白（箱）代六百文、あせう六百八拾匁、此代銀廿匁、外ニ六百文江戸へ送候物、メ廿匁ト二百文、為金壹分式朱三百廿六文也、此処へ私は金壹分式朱請取候、外ニ和泉屋松屋へ酒式升宛、是も此分彼是ニ付差引いたし申候、私自切にて遣し申候、乍去、加州様御目録之儀御座候得ハ難有御儀と奉仰之候、以上、御招之御方々わくく屋宿頼申候、 料理人牧野藤次郎様 同藤兵衛様

【③の二 前田三左衛門へ宿泊請願】

乍恐以書付奉願上候

今般三左衛門様倍御機嫌能被為遊御座、恐悅至極奉存候、且今般被為在御參勤候趣、恐悅至極奉存候、将又其砌当駅御道割ニ相当り候ハ、私儀 御用被為仰付被下置度、奉願上候、尤御先君様御通行之砌より九左衛門へ御休泊御用被仰付候儀は承知仕居候得供、昨卯年、奉対御太守様へ何か不調法之儀有之、御本陣は勿論通人馬御用等迄、御召上ニ相成候程之儀、依之御大老様方御休泊御用此節諸事私へ被為仰付、難有仕合ニ奉存居候、乍恐御屋敷様之儀は別て御家柄と奉承知候ニ付、何卒以御憐愍、此度御休泊御用私へ被為仰付被下置候ハ、諸事御差支無御座、誠難（有脱か）仕合奉存候、依て願書上之申候、以上
安政三年十一月 信州牟礼駅 脇御本陣 柳沢六左衛門 印

前田三左衛門様御内
御用人衆中様

一筆奉啓上候、先以寒冷之砌御座候処、尊公様始皆々様倍御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、然は今般三左衛門様倍御機嫌能被為在、御參勤候趣恐悦至極奉存候、将又其砌当駒御休泊御道割ニ相当り候ハ、私へ御用被仰付被下置度奉願上候、尤御先君様御通行之御砌より九左衛門へ御休泊御用被仰付候儀は承知仕居候得供、風聞にて御存事も御座候哉、昨卯年中、奉対御太守様へ何か不調法之儀有之、御本陣は勿論通人馬御用等迄、御召上ニ相成候程之儀有之、御大老様方御休泊御用、此節諸事私へ被為仰付、難有仕合奉存候、乍恐御屋敷様は格別御家柄と奉承知候二付、何卒以御憐愍、此度御用私へ被為仰付被下置候ハ、諸事御差支無御座、誠難有仕合ニ奉存候、依て以急札、御窺奉申上候、以上、余は乍失礼以口上申上候、以上

安政三辰年十一月

牟礼駅

協御本陣 加賀屋六左衛門様

加州

野村万蔵様

乍恐以書付奉願上候

一、今般 殿様 倍御機嫌能被為在 御參勤候趣、恐悦至極奉存候、乍恐殿様御初御參勤奉存候得共、出格之御仁恵ヲ以御通行之程奉願上候、御本陣ハ勿論御下宿等ニ至迄、諸事御差支無御座候、尤御兄君様御本陣諸事私へ被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、乍恐格別之御憐愍二候、不相替御本陣諸事御用被仰付被成下置度、奉願上候、何卒右願之通、幾重にも御聞濟被成下置度奉願候、依て願書上之申候、以上、

右、山崎様へ家屋願候二付下書遣ス事写

【④安政五年、北陸地震に際し、売葉商へ見舞い】

一、安政五戊午年二月廿五日夜、加賀・能登・越中・越前大地震ニ有之

由、加州は格別之事も無之、大聖寺は余程潰候由ニ及承候、富山は土蔵式十(カ)計、土ふるへおとし候ノ已、潰候所は壹式可成も有之候由に御座候、死人式三人計之由及承候、依て書面遣し候、所々写之置候、

横山喜兵衛様

亀井調五郎様

旦那様御供御用方分

外ニ 横山安兵衛様

三度引参 内井□蔵様へ遣ス

外れ所

葉屋衆方之分 我等おち付分

小倉屋宗兵衛様 開□(敷力)屋治(作力)衛門様

成山茂衛門様

小倉屋源衛門様

関東五ヶ国御組

上野・下野・常陸・武蔵・相模、メ五ヶ国 御司仕り様一本

上総・下総・安房 三ヶ国 御行司様一本

信州・甲州 両組 式ヶ国 御行司様一本

右相認メ御行司方之御名前相知不申候故一同ス、壹封、小倉屋宗兵衛様処へ御頼申上候、以上、右各々様へ遣し候書、文言左之通、次也、

以書付御窺奉申上候

一、先月廿五日夜大地震之由、誠ニ驚入日々心配仕候所、格別之御障も無御座候由、承及安心仕り候供、未実否も不致承知、心配有罷候、貴向御怪我も無御座候哉、家内一同心配申□(差力)居候、誠怪敷世柄ニ相成、御何敷無覚束奉存候、先は右御見舞旁奉申上度、如斯御座候、以上、

牟礼宿

御行司様

御本陣 か、や六左衛門

二啓申上候、右之段御序之刻ニ御一同様へ宜敷御披露被成下置度、奉願上候、以上、

右、地廻り之御方へも同文言、右之通ニ御座候、

【⑤万延元年（一八六〇）加賀藩士加藤甚作病死の一件】

安政七年庚申閏三月朔日、年号、万延元年改闋（元）有之候

一、加州小頭役加藤甚作様御病死之事、

万延元年庚申九月廿七日、右加藤甚作様外六人様都合七人様ニ而御泊被仰付難有御宿仕候所、清酒御揃（膳）等御機嫌能相濟御休被成候所、夕五つ半時分急成せき出、直様生生姜おろし御同役役中被差上、直様医師呼候ニ付、直様召夫もの尋候所、も早休候得は主我等罷出、急々呼参り候所、急束御病人様へ窺候所、六ヶ敷義ニ有之早束瓜呂枳実湯相用腹葉仕候得供、夜四つ時分御死去被成候、誠ニ急束之事故、一同様我等始驚入候、扱また御葬式之義は先宿内問屋両家本陣へ相届候は、昨夜当駅止宿致候所、同役之内加藤甚作と申者落命におよび、依之貴殿方へ相届頼寺院、且火葬ニ致候間焼場仮受度、此段頼入候、

右ニ付、我々御世話ニ相成候間、宜敷頼上候畢、右ニ而寺は本陣ヲ御頼ニ付證念寺へ引導願上候、葬式之節は本陣問屋両家御供ニ相立候、

右問屋本陣へ相届候義ニ付、種々心配仕、菊屋へ我等内談ニ罷出候所、先規之義も存不申一寸御役所へ御届可申ものニも有之哉、無覚束様被申候ニ付、是は我等考候は委細役人之腹ニ而有之候得は我等工風致、先方へ申候は、夫は聞而御心配ニ不及事ニ御座候、加州旦那様方被仰候は其宿々之定り、且は支配領所等之六ヶ敷事も有之候哉も難計、乍去夫ニは一向とんじやく色々ニ候、加州家ニて左様之例無之、其宿ニ而落名致候ニ付、本陣問

屋へ届、焼場寺院等頼申ノ已分は一向六ヶ敷無之と考申、右故問屋本陣へ御出被成、御頼之節右様御申被成候事、心得ため印置、且外役人中へも左の通、同役之間柄ニ而違候は格別此方より一向左駄ニ不及候、此義は本陣問屋ニ限ル也と申、

右ニ而宿方之義相濟、御葬式間ニ合次第出し申事ニ治定仕候、

葬式之事

右、加藤甚作様江戸表よりおおり加籠御持参被成候付、松の木ニ而箱ヲ造りさらし布ヲ掛、右加籠ニ横ニ入而式人夫ニ而焼場へかつく、

右入用

六十六文 紙（カ）半つ 菊屋

百三十六文 花壺組 ひしゃく一本等 中村や

金貳朱 さらし一反 小妻屋 九十文 我つい 我等より

九十文 蠟燭代 我等より 四百文 巻代 我等より

貳百五十文 わら代 我より 三十六文 たわら二つ 我等より

廿四文 なわ一わ 壹貫百六十三文 こし入用大工向ノ宗五郎殿、

但板九枚手巻一尺くき入用、

此骸箱壺つ 骨箱ふた いはる一本也、

ノ金貳朱 二貫二百六十九文也、

外之

一、金三朱也、湯棺料 但此は嘉兵衛・庄左衛門

右兩人ニ而湯棺焼場□

焼おんゆうし而

兩人ニ右手当

外之

一、金三朱也、同足を我等たし法（カ）名也、

一、金百疋 證念寺様

一、同老朱 御伴僧へ

一、式百文 御付へ

右二而相済

我等へ被下方之事

一、金壹両也、夜具料

一、金百疋 翌日家内茶料等 右二付翌日祖雲院願方法事仕候、

一、金百五拾疋 諸品々代 被下、右は夜喰酒等料被下候

一、金百五拾疋 惣家内中候

一、金百疋 亭主六左衛門へ世話料

メ金貳両壹歩也、

外二百文下男下女へ被下方

かたみもの被下方

粹ふた無申分故、あおり

一、駕籠壹丁 代壹両三步式朱位もの 布着物 はかた帯壹筋 上々

からかさ一本 七匁位

一、下駄壹疋 式百文の位 絹はだき壹枚 メ六品被下候

目録也、

一、銀壹朱也、本陣問屋兼駒太郎殿 加州寺町九番丁 加藤甚作様御跡式

一、銀壹朱也、問屋弥右衛門殿 同 甚作郎様

一、銀壹朱也、御医師 山本良仙殿 加州寺町八番丁 芦原清之丞様

一、銀壹朱也、墓料預り 萩原順之助様

外二百文たして墓造申候、尤右格別御手当二付、左様仕候、

将また宿内旅籠屋中へも右之由ヲ披露致、一同羽袴、羽織二而御供二御立

被下候付、御一同へ一寸酒計上ル

まきや・高田や・かめ屋・わく屋・いづみや・松や・越後屋

書付之事

(空白)

【⑥文久三年(一八六三)、加賀藩士織田左近通行時、料金増額願】

乍恐以書付奉願上候

一、今般殿様倍御機嫌能恐悅至極奉存候、御參府被為遊当日 御旅館

御用被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、且近来諸色高直二付、今年も

格別米穀不時(自)由二相成、下方共不人氣ノ已、太守様方御旅泊之

滞ニも相成候程之義二付、

右は加州織田左近様御泊り二付、諸色高直まし願上候積りニ書始候得共、

書兼候二付口上ヲ以願上御まし頂戴仕候、

文久三亥二月始

【⑦文久三年、加賀藩士長大隅守へ紋付羽織など拝領願】

長様之事

乍恐以書付奉願上候

大守様倍御機嫌能被為遊御帰国、恐悅至極奉存候、且近来御參勤之節

は御小休御用被仰付、冥加至極、難有仕合奉存候、右二付、以久例願

立仕候は文政五年八月中被為遊御通行候節、本陣高野九左衛門等行違

之儀有之趣二付、私方へ出格之御慈悲ヲ以、横田寛藏様、我等へ為御

詮議、御紋附并御目録御宿札迄、被仰付冥加至極難有大切ニ相守居候

処、去未年大地震大災ニ付損失罷在、残念至極奉存候得共、全御本陣

は高野九左衛門方ニ御座候得は、御通行被遊候節は御出向御奉公ノ已

ニ差扣罷在候処、近来九左衛門差支付、私方へ度々御用被仰付冥加至

極、其上願上候は恐入候得共被為遊先規之例ニ、御時節柄恐不願候得

共、御小袖拝領被仰付被出下遊度奉願上候、何卒出格之御慈悲ヲ以、右

願之通被為仰付被下置候ハ、永々家宝大切ニ難有仕合ニ奉存候、依而

願書上之申候、以上、

文久三亥 二月十九日

牟礼宿

長大隅守様

御会所

脇御本陣 加賀屋六左衛門 判

右認め矢代御泊りへ罷出候処、御取持二相成候得共、何分御小袖御持參無之二付、御断被遊候、御用頭飯田八兵衛殿、三度菅屋安五郎様始御取持被成候得共、右之訳二付御詮議無之候、翌廿日御小休被仰付、其節御小□奉行田向覚右衛門様等被仰候は、昨夜遠方伺、御念之御事被仰聞、其上被願候儀、此度は無詮議候得共、明年御志殿様御向へ罷被出候間、其節は我等三人之内尅人供致候得は急度持參致候間、其旨御承知被成候儀、被仰付難有御約束申上候、明子年御通行二相成候ハ、御休泊ニか、わらす又々願立可仕候事也、其節田向覚右衛門様御存心之事相含願立仕候事、宜敷と存候、

【⑧文久三年、富山藩主前田利同曾祖母帰国時、宿泊費増額願】

文久三癸亥三月廿三日 御旅館

松平稠松様曾祖母様 御泊諸色高直二付、下方増願書左之通

乍恐以書付奉願上候

(二頁空白)

【⑨文久三年力、前田利同帰国の際、忌中のため休泊辞退願】

松平稠松様御帰城二付、養母死去二付御届書、左之通り

乍恐以書付御届奉申上候

信州水内郡牟礼宿御本陣柳沢六左衛門奉申上候、今般御太守様御帰国被為遊候処、今廿四日私姨死去致候二付、忌中御届奉申上候、依而御休泊御詮議振も御座候ハ、高野九左衛門へ被仰付、被成下置度奉願上候、依而願書上之申候、以上、

【⑩元治元年（一八六四）、柏崎縮問屋荷物・葉屋荷物盗難事件】

文久四年甲子三月、年号間（カ）改、元治元年と申

四月廿八日泊り、越後柏崎（空白）と申町内二而ち、み屋御組五人、荷物

五駄持參御泊り被成候処、夜中盗賊入込候哉、右五組之内四駄我等方へ積置、壹駄は問屋式左衛門方へ積置、我等方へ積置候荷物之内へ中印付置候荷物之内小付紛失致、翌朝驚入種々詮議致候得共、見へ不申当惑至極ニ候、乍去同夜我等方ニ加州御家中御荷物メ七駄、其外、外々宿ニも諸家様御泊り有之、伝馬多分二付、諸売買物其外一向出不申二付、我等方之ち、み荷も二番馬二付、四つ時分之ころ見へ不申二付、詮議とて候訳ニ而行届不申、且家事相改候処、裏水入場所より入込、茶の間ニ唐紙きわニ置候葉屋才料之□、き壹□中ニやのむ之甲掛□□入置候共式品、右紛失、其外ハ何ニ而も替り無之候、全盗賊之事ニ御座候、右ち、みへ中印之小付紛失致候は中田屋伝兵衛・佐兵衛と持主ニ而中品もの尋候処、

一、帳面式冊 壹冊は表書、ち、み売帳 裏書、中田屋伝兵衛・佐兵衛

右書有之、但新帳、

壹冊は古帳ニ而、表、覚帳・裏、佐兵衛と有

一、小そろはん 壹丁

一、錠前かき 式つ

一、あめ 曲入 十 但高田ニ而買入候、百匁入

一、藍鼠みじんひとゐもの 壹枚

一、万筋かたびら 壹枚 但地細之品

一、紺五布風呂敷壹つ 但地ふと 前後ニ白糸ニ而へ中印縫付有之候由

一、あみじばん 壹つ 但小よりニ而おり亀甲おり 袖半はば

一、白綿内ふし 壹つ

一、扇子 壹本 但地白平骨、中ニ牛ニ童子面書

細式ひも通しかため有之、画名は東水堂と有之、

一、払帳面筐黒皮巻 壹つ 但大振 裏ニ鼠喰有之、

一、上包洪紙 壹枚 但ち、み入上袋

反古ニ而はり「へ中 越後ち、み一反入、中田屋仕入」有之、

右拾貳品之由ニ有之候、扱指当り差文之品、氣之毒至極ニ候得共致方無之、何れ心配致、内々詮議致呉候様御頼、急(カ)ニ参し之事ニ有之、且又右盜賊之義ニ有之候得は何方ニ而引合等之儀も難計ニ付、我等方へ詮議相被任御立被成候ニ付一札差出置申候、其文言に曰ク

差出申一札之事

一、当月廿八日ち、み荷物五駄御持参各々様御泊り被成候所、夜中裏より入込候哉、右御荷物之内、(中印之小付紛失致居、驚入種々詮議いたし候得共相見へ不申、当惑仕候処、御勘弁被下、私方へ此上之詮議御任被下忝存候、右小付之内品もの之儀は、帳面式冊△其外銘々十二品書、右メ拾貳品ニ御座候、右ニ付、此上、御領御私領ニ不寄、盜賊人被召捕、各々様御引合等之儀も難計御儀ニ付、右御紛失之御品等、私方へ御任ニ相成候儀ニ御座候間、此上何様之御沙汰御引合等之儀御座候共私方ニ而御申披可仕候、聊貴所様へ御苦勞筋申上間敷候、為後日一札、依而如件

元次(ママ)元年甲子四月廿九日 信州牟礼宿 加賀屋六左衛門 判

越後柏崎

中田屋 伝兵衛様

佐兵衛様

前書相認差出置申候、右ニ而御出立被成候、誠ニ氣之毒至極之事ニ御座候、乍去、表沙汰ニ致候而は相知不申ニ付、内々ニ而詮議仕候様、兼而役元へも届置候事、

【⑪元治元年、三度飛脚輸送中の売薬売上金盗難事件】

元治元年甲子年七月中旬、越中富山小倉屋源三郎殿行金子四拾兩封金送り預り置、其出賦(カ)大沢五兵衛殿へ相渡候処、途中越後国中屋敷宿ニ而持去欠落行衛相知不申一件ニ付、私迄ニ難題相掛り、且江戸表ニ而被捕召候一件、如斯、

尋儀有之間、早々罷出可相届、若於不参は可為曲事もの也、

信州水内郡牟礼宿 加賀屋六左衛門

右 名主

組頭

丑正月十九日 肥前 御印

右之通御差紙頂戴仕候、

但、肥前は町御奉行根岸肥前守様御事、

右御手内へ盜被捕召候ニ付如斯、

右御差紙下り候、宿はあまや仁三郎殿と申百姓宿八十五軒之内ニ御座候、其方へ請書如斯認、為持遣し申候、

差出申請書之事

一、今般町御奉行所根岸肥前守様より当駅組頭六左衛門へ御尋之儀、被為在御座候ニ付、早々可罷出旨之御差紙頂戴恐入拝見承知奉畏候、然ル上は宿役人差添早々出府、着御届可奉申上候、尤御差紙四ヶ所ウツリ墨有之候間、此段御断申上候、依而御請書差出申所如件、

元治二年丑正月廿七日

甘利八右衛門御代官所

信州水内郡牟礼宿

名主・問屋 式左衛門

組頭 与三右衛門

当人・組頭 六左衛門

あまや 仁三郎殿

右之通相認飛脚為持遣し申候、但賃錢之義は□(前カ)金ニ付、巷里百六拾文刻、九貫七百五十也、但六十里分一里百六十文つ、此金巷両巷歩三朱ト貳百六十文 あまや飛脚金蔵殿と申へ払、但当地ニ而金巷両渡入、江戸ニ而残はたシ置候、貳百六十文処、江戸払札言、

右二付、正月廿八日昼出立、善光寺泊り罷越候処、同夜富山御飛脚清水宗八殿へ参、幸乗下も式正有之二付、道々いたし道中三日半二而二月二日、江戸表着、飛脚所へ罷越、夫より翌々日あまや仁三郎殿方へ不参、馬喰町式丁目山形屋庄兵衛殿方ハ兼而久平罷在候間、相尋候処、何之差支も無之間、宿替は私方ニ而相届候間、此方ニ御泊り被成候義申呉候間、其様二いたし久平殿宅ニ止宿と相定申候、然ル処、御停止事被仰出内、敢八日程諸方見佛いたし、二月十一日江戸麻ふ御支配御代官へ御届申上候、其文二日、且出府之刻も中之条御役所へも右之趣御届申上、且御手判等も頂戴出府いたし候、

乍恐以書付奉申上候

当御支配所信州水内郡牟礼宿組頭六左衛門奉申上候、今般町御奉行根岸肥前守様より御尋之儀、被為在御座候二付、早々可罷出旨之御差紙頂戴仕候二付、其段中之条御役所様へ申上出府仕候間、此段御届奉申上候、以上

元治二丑年

二月十一日

当御支配所

信州水内郡牟礼宿

組頭 六左衛門

差添人百姓代 弥右衛門

甘利八右衛門様

御役所

右之通御届申上、翌十二日御奉行所南御番所へ罷出候、其書付文言二曰ク

乍恐以書付奉申上候

信州水内郡牟礼宿旅籠屋六左衛門奉申上候、今般御尋之儀、被為在御座候二付、早々可罷出旨之御差紙頂戴、恐入拜見奉畏、依之出府着仕候間、此段御訴奉申上候、依而は御差紙宿柳原請負地五郎助地借仁三郎方ニ止宿可仕之所、馬喰町式丁目文七地借旅人宿庄兵衛方ハ兼而懇

意二付、同人方へ止宿仕度、両宿及懸合候処、故障筋曾而無御座候間、何卒以御慈悲、着御訴止宿替共御聞濟被成下置度奉願上候、以上、

元治二丑年

二月十四日

甘利八右衛門御代官所

信州水内郡牟礼宿

旅籠屋六左衛門

百姓代差添人弥右衛門

柳原請負地五郎助地借

御差紙宿 仁三郎代

万吉

馬喰丁二丁目 文七地借

引請宿 庄兵衛代

仁平

御奉行所様

則掛り御役人は御詮儀上役、組は与力吉田駒次郎様と申方、

右御差紙一同上納候処、御請取有之、且宿替共御聞届ニ相成、其六左衛門御呼立ニ而、其方義呼立候は去七月中旬富山飛脚五兵衛と申者へ封金四拾両相届候哉、右五兵衛途中越後国中屋敷宿ニ而定吉と申者に盜被取去候一件、訳は此書付下ケ遣し候間、披見之上返答書差可出旨被仰渡候二付、則御書付借用いたし腰掛ニ而写取、本書上納、其日は帰宅いたし候、其書付之文言二曰ク

乍恐以書付奉申上候

湯島称仰院門前直次郎地借富山飛脚所預り人小三郎召使飛脚五兵衛奉申上候、去子七月中越後国高田在中屋敷宿ニ而金子被盜取候儀、有之哉之旨、御尋御座候、此段去子七月上旬、日は失念、湯島講安寺門前五人組持店久左衛門妻ゆきより被頼、定吉と申者、越中富山迄同道いたし呉候様、相頼候二付、承札候処、右者富山藩中梅津和十郎悴ニ而

国元へ道同いたし呉候様任申、慥成ものと相心得、道中同道いたし、
信州牟礼宿加賀屋六左衛門と申旅籠屋へ富山柳町小倉屋源三郎所へ金
子四拾両入壱封相届呉候様申二付、右金子預り革財布二入、錠前二而
メリ致、持参り候、途中越後国中屋敷宿藤屋徳右衛門と申旅籠屋へ止
宿いたし、翌朝用弁いたし出立可致と存候処、床之間ニ差置候右財
布、錠前捻切有之、内ニ入置候金子四拾両、封之俣紛失いたし候二
付、相尋候得共行衛相知不申、全同人義、右金子盗取逃去候儀と奉存
候、且小くらや源三郎方へは私より金子才覚仕、弁金相届申候、中屋
敷宿よりは其筋へ御訴ニ相成申候、然ル処、今般右定吉儀、当御番所
様へ御召捕相成、私共被召出、御吟味御座候二付、驚奉恐入候、始末
御尋二付、奉申上候通、相違無御座候、何卒以御慈悲、御聞濟被成下
置度様、奉願上候、右御尋二付、奉申上候通相違無御座候、以上、

元治二丑年正月廿日

湯島称仰院門前

直次郎地借

富山飛脚所預り人

小三郎召使

飛脚五兵衛 年五十

家主直次郎

五人組 喜三郎

御番所様

右之通書付拝見之上、翌十五日返答書奉指上、其文言曰ク

乍恐以書付奉申上候

信州水内郡牟礼宿旅籠屋六左衛門奉申上候、去子七月中越中国富山町
壳葉渡世源三郎と申ものより金子四拾両入壱封、同所飛脚便の節、宿
元へ届呉候様、被相頼候儀、有之哉之旨、御尋御座候、此段私義旅籠
屋渡世任、前出富山柳町壳葉渡世小倉屋源三郎義、渡世用二而旅行之

節は私方定宿ニ而知ル人ニ御座候処、去子七月下旬日失念、金四拾両
壱封私へ相預ケ同所飛脚便之節国許へ届呉候様相頼候二付、相預り置
候処、間もなく同月廿六七頃と存、同処飛脚五兵衛と申もの同道人壱
人有之、私方へ止宿仕候間、前書之金子四拾両封之俣右源三郎方へ相
届呉候様申聞、相渡候義ニ御座候処、持参り途中越後国中屋敷宿泊り
ニ而右金子同道人定吉義、取逃いたし候二付、無抛源三郎方へは五兵
衛より弁金相渡候旨、同人出府掛り私方へ立寄申聞候二付、氣之毒之
義と存罷在候儀ニ御座候、然ル処、今般私義被召出、右始末御調請、
奉恐入候、何分此上御慈悲之御沙汰被成下置度様奉願上候、以上、

元治二丑年二月十五日

甘利八右衛門御代官所

信州水内郡牟礼宿

旅籠屋六左衛門

百姓代・差添人弥右衛門

御奉行所様

右之通書付奉差上候処、御披見之上被仰立候は、此書面ニ而悉(カ)相分
り候間、乍氣之毒差控可申、何れ其方義は一先帰村歟、替構(カ)政(カ)
□歟、御奉行へ伺可呼出間、両三日控可申よし御入念ニ仰被下候二付帰
宅、然ル処、三日過而御差紙被下候は

信州水内郡牟礼宿

旅籠屋六左衛門

右宿馬喰町二丁目文七地借

庄兵衛

右之者、明十九日五半時宿并宿役人差添可被罷出者也、

二月十八日 肥前番所

右御差紙切半紙ニ而被下、依而翌日罷出候処、御掛り吉田駒次郎様被仰候
は、其方儀、段々相調候処、此一件以来掛り合無之間、帰村申付者也、但

五兵衛儀は、其方出府ニ相成候而は私儀世向ニ相成不申段、兼々願有之候得共、詮義之儀ニ付相調、此一件落着之上は引請人小三郎へも申付、其方も不便ニは候得共、右五兵衛商売向指支無之様深切ニ取計、右申様厚御利解被仰渡ニ付、五兵衛と申者正路之ものニ有之候ニも有、口ニ而は申上兼候程之人物ニ御座候間、御利解之趣難有承知、此上五兵衛儀、急度差支無之様御請申上、帰村仕候、右ニより落着、私之掛り合一件者相済申候、

但、江戸表ニ而差添人雇、是は文平悴美之吉と申人、庄兵衛下代小玉村より出候人物片山仁平と申人、私、右三人ニ而出行、夫より少々見物等いたし居、二月廿六日出ニ而清水宗八殿と道々帰村いたし候、小倉屋源三郎義は二月廿五日夜江戸表着、私より手間取り江戸表五十日程も留逗、大分相掛り候旨、私三月三日昼当着仕候、右入用、

乍恐以書付奉申上候

右帰村ニ付、支配御役所へも御届申上、且御関所御手判旁御届書左之通、

一、御支配所信州水内郡牟礼宿組頭六左衛門奉申上候、私義、先達而御届奉申上候通、町御奉行根岸肥前守様より御差紙頂戴仕候ニ付罷出候処、去子七月中越中国富山町売葉渡世源三郎と申ものより金四拾両飛脚便之節、同人宅へ届呉候様被相願候儀有之哉之旨、御尋ニ付、右は私義旅籠屋渡世仕、前書源三郎儀、渡世用ニ而旅行之節は私方定宿二仕、兼而知ル人ニ御座候処、去子七月下旬金四十兩一封、飛脚便之節国元へ同人方より呉候様、相頼候ニ付、預り置候処、同月廿七六日頃富山町定飛脚五兵衛と申者同道人老人有之、私方へ止宿仕候間、右金四拾兩封之俵、源三郎方へ届呉候様、申聞相渡候処、越後國中屋敷宿泊りニ而同道人定吉儀、右金子取逃いたし候ニ付、源三郎方へハ五兵衛より弁金相渡候旨、同人出府掛ケ私方へ立寄申聞候間、其段以書面申上候処、右定吉義、外悪事も有之、先達而御召捕相成御吟味中ニ候得共、私義は已来掛り合無之候間、勝手次第帰村可致旨被仰

渡候間、此段御届奉申上候、依而者明廿五日出立帰村仕度奉存候間、何卒以御慈悲、板橋御番所、横川御関所共通御印鑑頂戴被仰付被下置度、奉願上候、以上

元治二丑年二月廿四日

当御支配所

信州水内郡牟礼宿

組頭六左衛門

差添人弥右衛門

甘利八右衛門様

御役所

右之通差上候処、御聞濟、御印鑑頂戴かや町三度会所へ引越、廿六日出立仕候、

【挿込文書① 出頭命令請書の江戸への飛脚賃領収書 国元払分】

覚

一、金壱両也、飛脚賃銭内

右之通、慥ニ請取申候、以上

尼屋内

飛脚 金蔵(印)

丑正月廿八日 牟礼宿

御役人中様

【挿込文書② 出頭命令請書の江戸への飛脚賃領収書 江戸払分】

覚

一、九貫七百四十八文 六拾里分 一り百六十文ツ、

此金壱両壱分三朱ト

式百六十文

国元ニ而金壱両請取

残り金壱分三朱ト

式百六十文

右之通、慥ニ請取申候、以上

あま屋利三郎内

飛脚 金蔵(印)

丑二月十二日

牟礼宿

御役人中様

【挿込文書③ 関所手形写】

差出申一札之事

三宅鑑作元御支配所

信濃国牟礼宿

年寄与三右衛門

右之者、今度宿用ニ付出府仕、江戸宿山形屋庄兵衛方まで罷越候間、以御慈悲、御関所無相違御通被遊被下度奉願上候、以上、

元治元年四月

牟礼宿名主・問屋兼 式左衛門

組頭 六左衛門

問屋 政右衛門

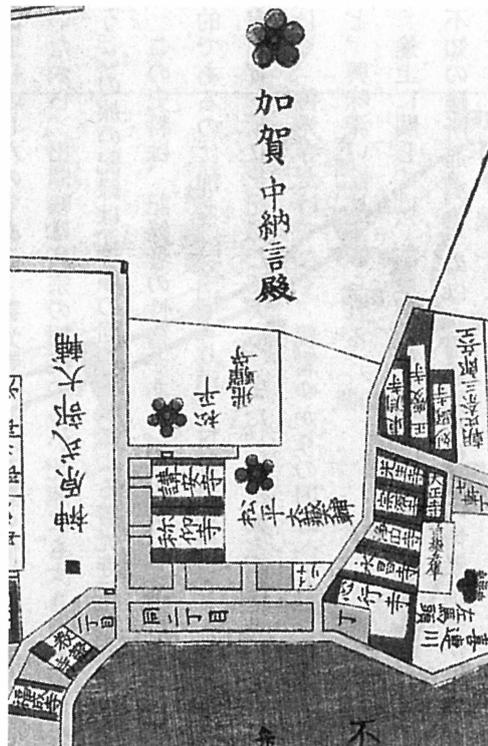
(翻刻終)

〔謝辞〕

本資料の翻刻を許可され解説に際し御教示を頂いた、いづいづな歴史ふれあい館、同館学芸員小山丈夫氏に厚く御礼を申し上げます。



「加州様・富山様願立法事扣」表紙部分



参考図 尾張屋板『本郷絵図』(文久元・1861) 上が西。手前が不忍池。松平大蔵大輔が富山藩、飛騨守が大聖寺藩、加賀中納言が加賀藩の各上屋敷。称仰寺・講安寺は現存。